

優良建築物等整備事業

※補助金交付要綱は、予算成立と同時に施行

優良建築物等整備事業とは

【概要】

- 土地の共同化などに資する民間の建築活動に対して、国や地方公共団体がその事業について助成を行う。

【効果】

- 土地の利用の共同化、高度化等により優れた建築物が建築される → **市街地環境の改善**

補助の内容

【補助対象事業費】

- (1) 計画調査設計費
 - ・計画、調査、設計
- (2) 土地整備費
 - ・建物除却、補償
- (3) 共同施設整備費
 - ・共用部分、供給処理施設等

【補助金の負担内訳】

補助対象事業費の 2 / 3 以内

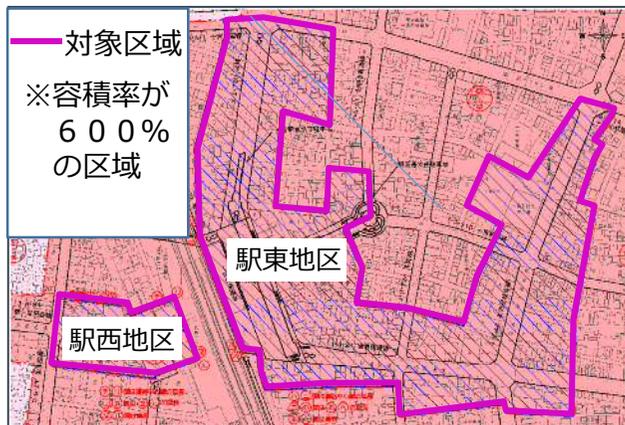
事業者	} 1 / 3
国	
県	
市	

補助の要件(素案)

【事業の要件】

- ・ 2人以上の地権者による敷地の共同化
(2人の場合は200㎡未満または不整形な敷地等を含む)

【対象区域の要件】



【敷地の事業要件】

- ①敷地が幅員6m以上の道路に4m以上接すること
- ②敷地に一定規模以上の空地を確保すること
- ③敷地の面積が500㎡以上であること

【建物の事業要件】

- ①建築物が3階以上であること
- ②建築物が耐火建築物または準耐火建築物であること
- ③建築物が一定のバリアフリー要件を満たしていること
- ④建築物の容積率が400%を超えること
- ⑤建築物が接する道路のうち、最も幅員の広い道路に面する1階の過半には商業・業務機能を有すること

□ ……一宮市独自の要件